

安全データシート(SDS)

作成日 2013年4月1日

改定 5 2025年5月1日

1 製品及び会社情報





| | |
|--------|----------------------------------|
| 製品名 | ロードマーキング コンクリート専用プライマー 液状タイプ(1ℓ) |
| 会社名 | 新富士バーナー株式会社 |
| ・住所 | 〒441-0314 愛知県豊川市御津町御幸浜一号地1番地3 |
| ・担当部門 | 営業部 |
| ・電話番号 | 0533-75-5000 |
| ・緊急連絡先 | 上記 |
| ・FAX番号 | 0533-75-5033 |
| 推奨用途 | 路面標示用塗料のコンクリート路面専用プライマー |
| 使用上の制限 | 推奨用途以外の用途へ使用する場合は、専門家の判断を仰ぐこと。 |
| 製品品番 | RM-502 |

2 危険有害性の要約

GHS分類

| | | |
|---------------|-------------------|--|
| 物理的及び化学的危険性 | 引火性液体 | 区分2 |
| 人の健康に対する有害な影響 | 急性毒性(吸入:蒸気) | 区分4 |
| | 皮膚腐食性/刺激性 | 区分2 |
| | 眼に対する重篤な損傷/眼刺激性 | 区分2A |
| | 皮膚感作性 | 区分1 |
| | 発がん性 | 区分1B |
| | 生殖毒性 | 区分1A |
| | 生殖毒性(授乳影響) | 追加区分(授乳) |
| | 特定標的臓器・全身毒性(単回暴露) | 区分1(中枢神経系、呼吸器系、 肝臓、腎臓) 区分3(気道刺激性、麻酔作用) |
| | 特定標的臓器・全身毒性(反復暴露) | 区分1(中枢神経系、聴覚器、 呼吸器系、腎臓) 区分2(肝臓、精巣) |
| 誤えん有害性 | 区分1 | |
| 環境に対する有害性 | 水生環境有害性 短期(急性) | 区分1 |
| | 水生環境有害性 長期(慢性) | 区分1 |

上記に書かれていない危険有害性情報の項目は、「分類できない」「区分に該当しない」に分類される。

| | | | | |
|-------------|---|--|---|---|
| 絵表示(ピクトグラム) |  |  |  |  |
|-------------|---|--|---|---|

| 注意喚起語 | 危険 |
|---------|--|
| 危険有害性情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・引火性の高い液体及び蒸気 ・皮膚刺激 ・アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ ・強い眼刺激 ・吸入すると有害 ・呼吸器への刺激のおそれ ・眠気又はめまいのおそれ ・発がんのおそれ ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ・授乳中の子に害を及ぼすおそれ ・臓器の障害(中枢神経系、呼吸器系、肝臓、腎臓) ・長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害(中枢神経系、聴覚器、呼吸器系、腎臓) ・長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ(肝臓、精巣) ・飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ ・水生生物に非常に強い毒性 ・長期継続的影響により水生生物に非常に強い毒性 |
| 注意書き | <p>【安全対策】 使用前に取扱説明書を入手すること。 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。 禁煙。容器を密閉しておくこと。容器を接地しアースをとること。 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。 火花を発生させない工具を使用すること。 静電気放電に対する措置を講ずること。 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。 妊娠中及び授乳期中は接触を避けること。取扱い後は手をよく洗うこと。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 環境への放出を避けること。 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。 指定された個人用保護具を使用すること。</p> <p>【応急処置】 気分が悪いときは医師に連絡すること。 皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。 皮膚(又は髪)に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察/手当てを受けること。 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。 気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。 皮膚刺激又は発疹が生じた場合：医師の診察/手当てを受けること。 眼の刺激が続く場合：医師の診察/手当てを受けること。 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。 火災の場合：消火するために炭酸ガス、泡、粉末、乾燥砂、水噴霧を使用すること。 漏出物を回収すること。 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。</p> <p>【保管】 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。 涼しいところに置くこと。施錠して保管すること。</p> <p>【廃棄】 内容物/容器を国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。</p> |

3 組成及び成分情報

| | |
|-------------|-------|
| 化学物質・混合物の区分 | 混合物 |
| 化学名又は一般名 | プライマー |

| 成分名 | 含有量(%) | CAS番号 | 官報公示整理番号(化審法・安衛法) |
|-----------|--------|------------|--------------------|
| アクリル樹脂 | 23～29% | 非公開 | 非公開 |
| トルエン | 37～42% | 108-88-3 | 3-60 3-2 |
| キシレン | 11～15% | 1330-20-7 | 3-3 |
| エチルベンゼン | 11～15% | 100-41-4 | 3-28 |
| 酢酸n-ブチル | 3～7% | 123-86-4 | 2-(6)-226 123-86-4 |
| フタル酸ジブチル | 1～3% | 84-74-2 | — |
| アクリル酸ブチル | 1%未満 | 141-32-2 | 2-989 |
| メタクリル酸メチル | 0.5%未満 | 80-62-6 | 2-1036 |
| スチレン | 0.5%未満 | 100-42-5 | 3-4 |
| 石油系炭化水素 | 0.3%未満 | 64742-81-0 | — |

4 応急処置

| | |
|-----------------------|--|
| 吸入した場合 | <p>空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。被災者を温め、安静にする。</p> <p>呼吸困難に陥った場合は、衣類を緩め気道を確保した上で酸素吸入あるいは人工呼吸を行う。</p> <p>必要に応じて医療措置を受ける。</p> |
| 皮膚に付着した場合 | <p>直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。</p> <p>付着した部分は流水で流した後、石けんを用いてよく洗い落とす。</p> <p>痒み、痛み等、皮膚に異常が生じた場合は医師の診察を受ける。</p> |
| 眼に入った場合 | <p>水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。</p> <p>清浄な多量の水で最低15分間眼を洗浄した後、眼科医の手当を受ける。</p> |
| 飲み込んだ場合 | <p>水で口の中をすすぎ、医師の診察を受ける。嘔吐物は飲み込ませないこと。</p> <p>医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。</p> <p>嘔吐が自然に起こった場合は、気管に入らないように身体を傾ける。</p> <p>気分が悪いときは、医師の診察／手当を受けること。</p> |
| 急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状 | <p>吸入：咳、咽頭痛、めまい、嗜眠、頭痛、吐き気、意識喪失。気道を刺激する。中枢神経系に影響を与えることがある。</p> <p>皮膚：皮膚の乾燥、発赤。この液体は皮膚の脱脂を起こす。</p> <p>眼：発赤、痛み。眼を刺激する。中枢神経系に影響を与えることがある。</p> <p>経口摂取：灼熱感、腹痛、咳、咽頭痛、めまい、嗜眠、頭痛、吐き気、意識喪失。この液体を飲み込むと、誤嚥により化学性肺炎を起こす危険がある。</p> <p>高濃度の場合、不整脈、意識喪失を起こすことがある。</p> <p>長期または反復暴露の影響：この液体は皮膚の脱脂を起こす。中枢神経系に影響を与えることがある。騒音による聴力障害を促進する。動物試験では人で生殖・発生毒性を引き起こす可能性があることが示されている。</p> |
| 応急措置をする者の保護に必要な注意事項 | 適切な保護具(保護メガネ、防護マスク、手袋等)を着用する。換気を行う。 |
| 医師に対する特別な注意事項 | 情報なし。 |

5 火災時の措置

| | |
|------------------------|---|
| 適切な消火剤 | 粉末消火薬剤、泡消火薬剤、二酸化炭素、砂、AFFF(水性膜泡消火薬剤)。 |
| 使ってはならない消火剤 | 強力な棒状注水は、火災を拡大させる可能性がある。 |
| 火災時の特有の危険有害性 | <p>燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。</p> <p>引火性が高く燃えやすいので、熱、火花、火炎等の着火源があると容易に発火する。</p> <p>引火点以上では蒸気／空気の爆発性混合気体を生じることがある。</p> |
| 特有の消火方法 | <p>消火するために粉末消火薬剤、泡消火薬剤、二酸化炭素、砂、AFFF(水性膜泡消火薬剤)を使用すること。</p> <p>消火水や希釈水の流出により環境汚染を引き起こさないように注意する。</p> <p>大規模火災の場合は、泡消火剤で空気を遮断し、一気に消火する。</p> <p>周辺火災の場合は、周辺可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。</p> <p>周辺火災の場合は、周辺の設備などに散水して冷却する。</p> <p>周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。</p> <p>消火水や希釈水の流出により環境汚染を引き起こさないように注意する。</p> <p>関係者以外は安全な場所に退去させる。消火活動は風上から行う。</p> <p>火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。</p> |
| 消火活動を行なう者の特別な保護具及び予防措置 | 消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク等)を着用する。 |

6 漏出時の措置

| | |
|-----------------------|---|
| 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 | <p>漏出した場所の周辺にロープを張るなどして関係者以外の立入りを禁止する。</p> <p>作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。</p> <p>屋外の場合には、できるだけ風上から作業を行うこと。</p> <p>蒸気やミストの吸入及び眼、皮膚、衣服への付着を避ける。</p> <p>必要に応じた換気を確保する。</p> |
| 環境に対する注意事項 | 土壌に浸透させてはならない。下水、河川、排水溝等に流してはならない。 |
| 封じ込め及び浄化の方法及び機材 | <p>少量の場合はペーパータオル、ウエス等に吸収させ、密閉式の容器に回収する。</p> <p>多量の場合は土砂等で流れを止め、液の表面を泡で覆い、乾燥砂又は不燃性吸着剤に吸収させ、密閉式の容器に回収する。</p> <p>付近の着火源となるものを取り除き、火災発生の防止に努める。</p> <p>火花が発生しない様な用具を用いて回収する。</p> <p>回収物は「13.廃棄上の注意」の項の記載に準じて処分する。</p> |
| 二次災害の防止策 | <p>床に漏れた状態で放置すると、滑り易くスリップ事故の原因となるため注意する。</p> <p>回収物の収納容器は、内容物の処分を行うまで密封しておく。</p> <p>漏出物の上をむやみに歩かない。</p> |

7 取扱い及び保管上の注意

| | |
|------------|---------------------------------------|
| 取扱い | |
| ・技術的対策 | 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 |
| ・局所排気、全体換気 | 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。 |

| | |
|-------------------|---|
| <p>・安全取扱い注意事項</p> | <p>使用前に取扱説明書を入手すること。 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。 容器を接地しアースをとること。 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。 火花を発生させない工具を使用すること。 静電気放電に対する措置を講ずること。 帯電を防ぐ(例えばアースを使用)。充填、取り出し、取扱い時に圧縮空気を 使用してはならない。防爆用工具を使用する。 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。 取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。取扱い後はよく手を洗う。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 妊娠中及び授乳期中は接触を避けること。 長期間の取扱い、あるいは反復したばく露はできる限り避ける。 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。 メタクリル酸メチル、アクリル酸ブチルは労働基準局長通達により、「感作性物質」に指 定されており、指針に定められた措置を講じて取扱う必要がある。 エチルベンゼンは労働基準局長通達により、「労働安全衛生法第28条第3項の 規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質」に指定されており、指針に 定められた措置を講じて取扱う必要がある。 経皮的に吸収される可能性があるため、取扱いには注意する。 体に異常を感じたり、異常が発生した場合は、第4項の応急措置を講じた後 に、必ず医師の診断を受けること。</p> |
| <p>・接触回避</p> | <p>「10. 安定性及び反応性」を参照。</p> |
| <p>保管</p> | |
| <p>・保管条件</p> | <p>容器は確実に密閉し、保管場所は火気厳禁とする。 危険物施設で保管し、施錠をして管理すること。 混触危険物質から離して保管する。(第10項参照) 直射日光及び高温を避け、乾燥した換気のよい冷暗所に保存する。</p> |

8 ばく露防止及び保護措置

許容濃度

| 成分名 | 管理濃度 | 日本産業衛生学会 | ACGIH |
|-----------|--------|-----------------------|----------------------------|
| キシレン | 50ppm | 50ppm | (TWA)20ppm |
| エチルベンゼン | 20ppm | 50ppm(皮) | (TWA)20ppm |
| 酢酸n-ブチル | 150ppm | 100ppm | (TWA)50ppm (STEL)150ppm |
| メタクリル酸メチル | — | 2ppm | (TWA)50ppm (STEL)100ppm |
| アクリル酸ブチル | — | — | (TWA)2ppm |
| スチレン | 20ppm | 20ppm(皮) | (TWA)10ppm (STEL)20ppm |
| フタル酸ジブチル | — | (8時間)0.5 mg/m3 | (TWA)5 mg/m3 |
| トルエン | 20ppm | 50ppm 188 mg/m3(皮) | (TWA)20ppm |
| 石油系炭化水素 | — | — | (TWA)100ppm |

| | |
|-------------|--|
| 設備対策 | 設備／装置全体を密閉化するか、局所排気装置を設置する。 排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。 取扱い場所近くに、洗眼器および身体洗浄シャワーを設置する。 取扱い設備は防爆型を使用する。 状況に応じて、可燃性ガス・有毒ガス測定器、可燃性ガス警報器を設置する。 容器を接地すること。アースをとること。 |
| 保護具 | |
| ・呼吸用保護具 | 有機ガス用防毒マスク、送気マスク、空気呼吸器等。 |
| ・手の保護具 | 不透過性保護手袋。 |
| ・眼、顔面の保護具 | 保護メガネ、安全ゴーグル、顔面シールド。 |
| ・皮膚及び身体の保護具 | 不浸透性の保護衣、保護長靴、前掛け。 |
| 特別な注意事項 | 特になし。 |

9 物理的及び化学的性質

| | |
|-----------------------|---|
| 物理的状态 | |
| ・形状 | 液体 |
| ・色 | 無色～淡黄色 |
| ・臭い | 刺激を伴った芳香 |
| ・pH | データなし |
| 物理学的状態が変化する特定の温度／温度範囲 | |
| ・融点、凝固点 | データなし 参考データ：-95°C(トルエン)、-48～13°C(キシレン)、-95°C(エチルベンゼン)、-78°C(酢酸n-ブチル)、-48°C(メタクリル酸メチル)、-64°C(アクリル酸ブチル)、-30.6°C(スチレン) |
| ・沸点、初留点及び沸騰範囲 | データなし 参考データ：111°C(トルエン)、138～144°C(キシレン)、136°C(エチルベンゼン)、126°C(酢酸n-ブチル)、100.5°C(メタクリル酸メチル)、145～149°C(アクリル酸ブチル)、145°C(スチレン)、340°C(フタル酸ジブチル) |
| ・引火点 | データなし 参考データ：111°C(トルエン)、138～144°C(キシレン)、136°C(エチルベンゼン)、126°C(酢酸n-ブチル)、100.5°C(メタクリル酸メチル)、145～149°C(アクリル酸ブチル)、145°C(スチレン)、340°C(フタル酸ジブチル) |
| ・爆発下限及び爆発上限界／可燃限界 | データなし 参考データ：1.1～7.1vol%(トルエン)、0.9～7.0vol%(キシレン)、1.0～6.7vol%(エチルベンゼン)、1.2～7.6vol%(酢酸n-ブチル)、1.7～12.5vol%(メタクリル酸メチル)、1.3～9.9vol%(アクリル酸ブチル)、0.9～6.8vol%(スチレン) |
| ・蒸気圧 | データなし 参考データ：3.8kPa(25°C)(トルエン)、0.7～0.9kPa(20°C)(キシレン)、0.9kPa(20°C)(エチルベンゼン)、1.2kPa(20°C)(酢酸n-ブチル)、3.9kPa(20°C)(メタクリル酸メチル)、0.43kPa(20°C)(アクリル酸ブチル)、0.67kPa(20°C)(スチレン)、13Pa(フタル酸ジブチル) |
| ・相対ガス密度 | データなし 参考データ：3.1(トルエン)、3.7(キシレン)、3.7(エチルベンゼン)、4(酢酸n-ブチル)、3.5(メタクリル酸メチル)、4.42(アクリル酸ブチル)、3.6(スチレン) |
| ・密度及び／又は相対密度 | データなし 参考データ：0.87(トルエン)、0.86～0.88(キシレン)、0.9(エチルベンゼン)、0.88(酢酸n-ブチル)、0.94(メタクリル酸メチル)、0.9(アクリル酸ブチル)、0.91(スチレン)、1.04/20°C(フタル酸ジブチル) |
| ・溶解度 | 水：不溶 |

| | |
|-----------------|--|
| ・n-オクタノール／水分配係数 | データなし 参考データ(log値): 2.69(トルエン)、3.12~3.20(キシレン)、3.1(エチルベンゼン)、1.82(酢酸n-ブチル)、1.38(メタクリル酸メチル)、2.38(アクリル酸ブチル)、3(スチレン) |
| ・自然発火点 | データなし 参考データ: 480°C(トルエン)、463~528°C(キシレン)、432°C(エチルベンゼン)、420°C(酢酸n-ブチル)、421°C(メタクリル酸メチル)、267°C(アクリル酸ブチル)、490°C(スチレン)、400°C(フタル酸ジブチル) |
| ・分解温度 | データなし |
| ・粒子特性 | データなし |
| ・動粘性率 | データなし |
| ・可燃性 | データなし 参考データ: 引火性(トルエン) |
| ・その他のデータ | 特になし |

10 安定性及び反応性

| | |
|------------|---|
| 反応性 | 危険有害反応可能性の項参照。 |
| 化学的安定性 | 通常の保管条件/取扱い条件において安定である。 |
| 危険有害反応可能性 | 混触危険物質に触れると反応するおそれがある。 加熱・光などによって重合反応を起こすおそれがある。 |
| 避けるべき条件 | 直射日光、熱、裸火、スパーク、静電気、プラスチック、ゴム、銅および銅合金との接触。 |
| 混触危険物質 | 強酸化剤、強酸、強塩基。 |
| 危険有害な分解生成物 | 燃焼により有毒なガス(一酸化炭素等)が発生するおそれがある。 |

11 有害性情報

| | |
|------------------|---|
| 急性毒性(経口) | トルエン: ラット LD50 5000 mg/kg、キシレン: ラット LD50 3500 mg/kg、エチルベンゼン: ラット LD50 3500 mg/kg、酢酸n-ブチル: ラット LD50 >3200 mg/kg、メタクリル酸メチル: ラット LD50 7800 mg/kg、アクリル酸ブチル: ラット LD50 6200 mg/kg、スチレン: ラット LD50 2650 mg/kg、フタル酸ジブチル LD50 2500mg/kg |
| 急性毒性(経皮) | トルエン: ラット LD50 12000 mg/kg、キシレン 区分4: ラット LD50 1700 mg/kg、エチルベンゼン: ウサギ LD50 15400 mg/kg、酢酸n-ブチル: ウサギ LD50 >5000 mg/kg、メタクリル酸メチル: ウサギ LD50 >5000 mg/kg、アクリル酸ブチル 区分4: ラット LD50 1700 mg/kg、フタル酸ジブチル LD50 2500mg/kg |
| 急性毒性(吸入) | トルエン 区分4: ラット LC50 3319 ppm、キシレン 区分4: ラット LC50 6350 ppm、エチルベンゼン 区分4: ラット LC50 4000 ppm、メタクリル酸メチル 区分4: ラット LC50 7093 ppm、アクリル酸ブチル 区分3: ラット LC50 1970 ppm、フタル酸ジブチル LD50 粉じん・ミスト 5mg/l/4H |
| 皮膚腐食性/刺激性 | トルエン 区分2、キシレン 区分2、メタクリル酸メチル 区分2、アクリル酸ブチル 区分2 |
| 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | トルエン 区分2B、キシレン 区分2、エチルベンゼン 区分2B、酢酸n-ブチル 区分2B、メタクリル酸メチル 区分2、アクリル酸ブチル 区分2A、スチレン 区分2A |
| 呼吸器感作性又は皮膚感作性 | 呼吸器感作性 メタクリル酸メチル 区分1、フタル酸ジブチル 区分1 皮膚感作性 メタクリル酸メチル 区分1、アクリル酸ブチル 区分1A |
| 生殖細胞変異原性 | スチレン 区分2 |
| 発がん性 | エチルベンゼン 区分2、スチレン 区分1B |
| 生殖毒性 | トルエン 区分1A 追加区分(授乳):授乳中の子に害を及ぼすおそれがある。 キシレン 区分1B エチルベンゼン 区分1B スチレン 区分1B フタル酸ジブチル 区分1B |

| | |
|-----------------|--|
| 特定標的臓器毒性(単回ばく露) | トルエン 区分1(中枢神経系) 区分3(気道刺激性、麻酔作用) キシレン 区分1(中枢神経系、呼吸器系、肝臓、腎臓) 区分3(麻酔作用) エチルベンゼン 区分3(呼吸器、麻酔作用) 酢酸n-ブチル 区分3(呼吸器、麻酔作用) メタクリル酸メチル 区分1(呼吸器系) 区分3(麻酔作用) アクリル酸ブチル 区分1(呼吸器系) スチレン 区分1(中枢神経系) 区分3(呼吸器、麻酔作用) フタル酸ジブチル 区分3(気道刺激性) |
| 特定標的臓器毒性(反復ばく露) | トルエン 区分1(中枢神経系、腎臓) キシレン 区分1(神経系、呼吸器系) エチルベンゼン 区分1(聴覚器、神経系) メタクリル酸メチル 区分1(神経系、呼吸器系) アクリル酸ブチル 区分1(呼吸器系) スチレン 区分1(中枢神経系、末梢神経系、聴覚器、視覚器、肝臓) フタル酸ジブチル 区分1(呼吸器系) 石油系炭化水素 区分2(腎臓・精巣)原材料メーカーSDSより |
| 誤えん有害性 | トルエン 区分1、キシレン 区分1、エチルベンゼン 区分1、スチレン 区分1 |

12 環境影響情報

| | |
|---------------|---|
| 水性環境有害性短期(急性) | トルエン 区分2、キシレン 区分2、エチルベンゼン 区分1、酢酸n-ブチル 区分3、メタクリル酸メチル 区分3、アクリル酸ブチル 区分2、スチレン 区分1、フタル酸ジブチル 区分1 石油系炭化水素: 原材料メーカーSDSより水生環境有害性 短期(急性)及び長期(慢性)は共に区分1に分類される。 |
| 水性環境有害性長期(慢性) | トルエン 区分3、キシレン 区分2、エチルベンゼン 区分2、スチレン 区分2、フタル酸ジブチル: 区分2 石油系炭化水素: 原材料メーカーSDSより水生環境有害性 短期(急性)及び長期(慢性)は共に区分1に分類される。 |
| 残留性・分解性 | トルエン 急速分解性がある。[分解度(BOD)] 123% 既存化学物質安全性点検において、良分解性と判定されている。 キシレン 急速分解性がない。[分解度(BOD)] 39% 既存化学物質安全性点検において、良分解性と判定されている。 エチルベンゼン 急速分解性がない。[分解度(BOD)] 0% 既存化学物質安全性点検において、良分解性と判定されている。 酢酸n-ブチル 急速分解性がある。[分解度(BOD)] 98% 既存化学物質安全性点検において、良分解性と判定されている。 メタクリル酸メチル 急速分解性がある。[分解度(BOD)] 94.3% 既存化学物質安全性点検において、良分解性と判定されている。 アクリル酸ブチル 急速分解性がある。[分解度(BOD)] 61.3% 既存化学物質安全性点検において、良分解性と判定されている。 スチレン 急速分解性がある。[分解度(BOD)] 100% 既存化学物質安全性点検において、良分解性と判定されている。 |
| 生体蓄積性 | トルエン 生体蓄積性が低いと推定される。 酢酸n-ブチル 生体蓄積性が低いと推定される。 メタクリル酸メチル 生体蓄積性がない。 アクリル酸ブチル 生体蓄積性が低いと推定される。 スチレン 生体蓄積性が低いと推定される。 |
| 土壌中の移動性 | データなし |
| オゾン層への有害性 | データなし |

13 廃棄上の注意

| | |
|----------|---|
| 残余廃棄物 | <p>廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。</p> <p>廃棄処理を行う場合は「10.安定性及び反応性」の項を参照の上、事前に安全性を十分に確認すること。</p> <p>容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。</p> <p>排水処理等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託をすること。</p> |
| 汚染容器及び包装 | <p>容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。</p> |

14 輸送上の注意

| | |
|--------|---|
| 国内規則 | <p>品名：塗料関連物質 国連分類：3 国連番号：1263 容器等級：II 指針番号：128 環境汚染物質：該当</p> <p>＜陸上輸送＞ 消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められる運送方法に従うこと。 ＜海上輸送＞ 船舶安全法の定めるところに従うこと。 ＜航空輸送＞ 航空法の定めるところに従うこと。</p> |
| 追加の規則 | |
| 特別安全対策 | <p>船舶又は航空機で輸送する場合は「UN」マーク入り容器を使用し標札を表示する。</p> <p>車両等によって運搬する場合は、荷送人は運送人に運送注意書(イエローカード)を渡す。</p> <p>容器の破損、洩れ、栓の閉まり具合を確かめ、衝撃、転倒、落下、破損のないように積み込み、荷崩れ防止を確実にを行う。</p> <p>タンク車(ローリー)への充填や、積み下ろし作業の際は、サイドブレーキをかけ、エンジンを停止させ、車止めを施す。</p> <p>「7.取扱い及び保管上の注意」の記載に準じて取扱う。</p> <p>輸送関係法規を厳守する。</p> |

15 適用法令

| | |
|---------|--|
| 消防法 | 第4類引火性液体、第一石油類非水溶性液体(法第2条第7項危険物別表第1・第4類) |
| 化審法 | 優先評価化学物質(キシレン、エチルベンゼン、スチレン、トルエン) |
| 労働安全衛生法 | <p>危険物(引火性の物)(製品) 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物(リスクアセスメント対象)</p> <p>表示対象物(トルエン、キシレン、エチルベンゼン、酢酸n-ブチル(法文名:酢酸ブチル)、アクリル酸ブチル(法文名:アクリル酸ノルマルブチル)、スチレン)</p> <p>通知対象物(トルエン、キシレン、エチルベンゼン、酢酸n-ブチル(法文名:酢酸ブチル)、メタクリル酸メチル、アクリル酸ブチル(法文名:アクリル酸ノルマルブチル)、スチレン)</p> <p>法第28条第3項の規定に基づき「指針を公表した化学物質」(エチルベンゼン)</p> <p>有機則 第2種有機溶剤等(製品:キシレン、酢酸n-ブチル(法文名:酢酸ノルマルブチル)>5%含有)</p> <p>特化則 第2類物質 特別有機溶剤等 特別管理物質(エチルベンゼン)</p> <p>労働安全衛生規則 第577条の2第2項(濃度基準値を定める物質) フタル酸ジノルマルブチル</p> <p>第594条の2(皮膚等障害化学物質) フタル酸ジ-n-ブチル</p> |

| | |
|----------------------|--|
| 労働基準法 | 感作性物質(労働基準局長通達)(マクリル酸メチル、アクリル酸ブチル) 疾病化学物質(トルエン、キシレン、酢酸n-ブチル(法文名:酢酸ブチル)、マクリル酸メチル、アクリル酸ブチル、スチレン) 女性則(トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン) ※作業環境測定の結果により、該当するおそれがある。 |
| 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) | 第1種指定化学物質 (キシレン 13%、エチルベンゼン 13%、フタル酸ジブチル2%、トルエン 39%) |
| 水質汚濁防止法 | 指定物質(キシレン、スチレン、トルエン) |
| 大気汚染防止法 | 有害大気汚染物質(キシレン、エチルベンゼン、マクリル酸メチル、スチレン) 有害大気汚染物質(優先取組物質)(トルエン) |
| 悪臭防止法 | 特定悪臭物質(キシレン、スチレン、トルエン) |
| 海洋汚染防止法 | 海洋汚染物質(製品) |
| 船舶安全法 | 危規則告示 引火性液体類(製品) |
| 港則法 | 危規則告示 引火性液体類(製品) |
| 航空法 | 引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1) |

16 その他の情報

| | |
|------|---|
| 引用文献 | 日本塗料工業会編集「GHS対応MSDS・ラベル作成ガイドブック」 NITE化学物質総合情報システム 原材料SDS |
| その他 | <ol style="list-style-type: none"> このデータシートは、製品に関する情報提供を目的とした物であって、その記載内容に関し、弊社が売主その他の立場で保証責任を負うものではありません。 このデータシートは、作成日又は改訂日までに弊社が入手した情報に基づいて作成しておりますが、記載内容は新しい知見又は法規制の変更等により改訂される事があります。 このデータシートは通常想定される保管方法及び取扱いの方法の範囲における情報提供です。したがって、特殊な保管又は取扱いを行う場合は、その保管又は取扱いに適した安全対策を実施の上ご利用下さい。 本製品の貴社の用途に対する法規制、適合性及び安全性については、弊社では確認しておりませんので、調査又は試験により確認の上ご利用下さい。 貴社において本製品を輸出される場合には、外国為替及び外国貿易法等輸出関連法規を遵守の上、輸出して下さい。 |